

社会福祉法人東海村社会福祉協議会福祉活動助成金交付に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人東海村社会福祉協議会（以下、「村社協」という。）福祉推進基金規程第6条(2)に定める助成に関して、予算の範囲内において適正な執行を図ることを目的に必要なことを定める。

(助成対象)

第2条 第1条にもとづく助成対象は、東海村における福祉活動を行う民間の団体（明確な事業目的を有し、会員名簿・会則を備えた団体に限る）で、次の1号から3号の要件を満たし、かつ4号または5号の要件を満たすものとする。

1. 原則として非営利の団体が行う事業であること
2. 事業に直接要する経費（別表に示す助成対象経費）とし、一般的な経費不足の補填でないこと
3. 申込案件に対する、国や地方公共団体の公的補助や他の民間機関からの助成と重複しないこと
4. 地域福祉の推進に資する先駆的な取組みであること
5. 東海村において既存の福祉制度の枠組みでは解決が難しいニーズに基づくものであること

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条に規定する事業の実施に直接要する経費の90%以内とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の額は、一団体当たり30万円を限度とする。但し、助成金の交付の目的の達成に特に有意義であると認められる事業にあってはこの限りでない。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金交付を希望する団体は、助成金交付申請書(様式第1号)を村社協会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定等)

第5条 助成金交付は、福祉活動助成金交付審査会で審査・決定する。

- 2 助成金交付の可否の決定通知は、助成金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 3 事業計画の変更、中止又は廃止等を行う場合は、助成金計画変更承認申請書(様式第3号)により速やかに申請を行うものとする。

(助成金の交付時期及び方法)

第6条 助成金は、村社協会長が事業完了を認めた後において交付する。但し、村社協会長が必要と認めるときは、事業完了前に助成金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 被交付団体が、前項の規定により、助成金を概算払いにより受けようとするときは、東海村社会福祉協議会福祉活動助成金概算払い請求書(様式第4号)に、前条の通知書の写しを添えて、村社協会長に提出しなければならない。
- 3 助成金の交付は、被交付団体の指定金融機関口座への振込とする。

(助成金交付事業の明示)

第7条 助成金交付事業の実施にあたっては、チラシ・パンフレット・看板等に社会福祉法人東海村社会福祉協議会福祉活動助成金交付事業であることを明示するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 被交付団体は、当該事業を申請決定日から1年以内に完了させ、事業完了後30日を経過した日までに、助成事業実績報告書(様式第5号)を村社協会長宛に提出しなければならない。

(助成金の返還)

- 第9条 被交付団体は、次の各号に該当する場合は助成金を速やかに返還しなければならない。
1. 受給した助成金を使用しなかった場合。
 2. 助成金申請書の使用予定と使用内容が著しく相違した場合。

(証拠書類の保存)

第10条 被交付団体は、助成事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該助成年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は村社協会長が別に定める。

付則

この細則は、平成21年1月1日から施行する。

改訂細則は、平成23年9月20日から施行する。

改訂細則は、令和4年4月1日から施行する。